

議案第9号

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように制定する。

平成30年2月27日 提出

羽曳野市長 北川 嗣 雄

## 提 案 理 由

都市緑地法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 26 号)の一部改正により、所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(南部大阪都市計画大黒・南古市地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第 1 条 南部大阪都市計画大黒・南古市地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 23 年羽曳野市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「並びに」を「及び」に、「緑化施設(都市緑地法)」を「同法」に、「緑化施設をいう。以下同じ。)」を「緑化施設」に改める。

第 4 条中「の各号」を削り、同条第 1 号中「別表第 2(り)項及び(ぬ)項」を「別表第 2(ぬ)項及び(る)項」に改める。

(南部大阪都市計画飛鳥地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第 2 条 南部大阪都市計画飛鳥地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 25 年羽曳野市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「並びに」を「及び」に、「緑化施設(都市緑地法)」を「同法」に、「緑化施設をいう。以下同じ。)」を「緑化施設」に改める。

第 4 条第 1 号中「別表第 2(り)項」を「別表第 2(ぬ)項」に、「(ぬ)項」を「(る)項」に改める。

第 9 条第 2 項中「次の」の次に「各号の」を加える。

(羽曳野市建築基準法施行条例の一部改正)

第 3 条 羽曳野市建築基準法施行条例(平成 15 年羽曳野市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

別表 13 の項中「第 12 項」を「第 13 項」に改める

(羽曳野市公園条例の一部改正)

第 4 条 羽曳野市公園条例(昭和 53 年羽曳野市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の 5 の次に次の 1 条を加える。

(公園施設に関する制限)

第 2 条の 6 政令第 8 条第 1 項の条例で定める一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100 分の 50 を超えてはならない。

第 24 条第 1 項第 5 号中「前 4 号」を「前各号」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

新旧対照表

新	旧
<p><b>第1条関係</b></p> <p>南部大阪都市計画大黒・南古市地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の2第1項及び都市緑地法(昭和48年法律第72号)第39条第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画大黒・南古市地区地区計画(以下「地区計画」という。)の区域内における建築物に関する制限及び建築物の緑化率(同法第34条第2項に規定する緑化施設の面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。)の最低限度を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。</p> <p>第2条・第3条 省略 (建築物の用途に関する制限)</p> <p>第4条 次に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 工場(法別表第2(ぬ)項及び(る)項に該当する工場を除く。)</p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>以下省略</p>	<p><b>第1条関係</b></p> <p>南部大阪都市計画大黒・南古市地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の2第1項及び都市緑地法(昭和48年法律第72号)第39条第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画大黒・南古市地区地区計画(以下「地区計画」という。)の区域内における建築物に関する制限並びに建築物の緑化率(緑化施設(都市緑地法第34条第2項に規定する緑化施設をいう。以下同じ。))の面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。)の最低限度を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。</p> <p>第2条・第3条 省略 (建築物の用途に関する制限)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 工場(法別表第2(り)項及び(ぬ)項に該当する工場を除く。)</p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>以下省略</p>
<p><b>第2条関係</b></p> <p>南部大阪都市計画飛鳥地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の2第1項及び都市緑地法(昭和48年法律第72号)第39条第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画飛鳥地区地区計画(以下「地区計画」という。)の区域内における建築物に関する制限及び建築物の緑化率(同法第34条第2項に規定する緑化施設の面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。)の最低限度を定めることによ</p>	<p><b>第2条関係</b></p> <p>南部大阪都市計画飛鳥地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の2第1項及び都市緑地法(昭和48年法律第72号)第39条第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画飛鳥地区地区計画(以下「地区計画」という。)の区域内における建築物に関する制限並びに建築物の緑化率(緑化施設(都市緑地法第34条第2項に規定する緑化施設をいう。以下同じ。))の面積の敷地面積に対する割合をい</p>

り、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

第2条・第3条 省略

(建築物の用途に関する制限)

第4条 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

(1) 工場(法別表第2(ぬ)項第3号(1)、(2)、(4)、(7)から(20)まで及び(る)項第1号に掲げる事業を営む工場並びに廃棄物処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第1項の規定による許可を要する事業及び第15条第1項の規定による許可を要する施設は除く。)

(2) 省略

第5条～第8条 省略

(建築物の緑化率の最低限度)

第9条 1 省略

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

(1)・(2) 省略

3 省略

以下省略

第3条関係

羽曳野市建築基準法施行条例

別表(第6条関係)

項	区分	金額
1～12 省略		
13	法第48条第1項から第13項まで(各項のただし書に限る。)(法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による許可の申請	180,000円
14～55 省略		

備考 省略

以下省略

第4条関係

羽曳野市公園条例

う。以下同じ。)の最低限度を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

第2条・第3条 省略

(建築物の用途に関する制限)

第4条 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

(1) 工場(法別表第2(り)項第3号(1)、(2)、(4)、(7)から(20)まで及び(ぬ)項第1号に掲げる事業を営む工場並びに廃棄物処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第1項の規定による許可を要する事業及び第15条第1項の規定による許可を要する施設は除く。)

(2) 省略

第5条～第8条 省略

(建築物の緑化率の最低限度)

第9条 1 省略

2 前項の規定は、次のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

(1)・(2) 省略

3 省略

以下省略

第3条関係

羽曳野市建築基準法施行条例

別表(第6条関係)

項	区分	金額
1～12 省略		
13	法第48条第1項から第12項まで(各項のただし書に限る。)(法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による許可の申請	180,000円
14～55 省略		

備考 省略

以下省略

第4条関係

羽曳野市公園条例

(公園施設に関する制限)

第2条の6 政令第8条第1項の条例で定める一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならない。

第3条～第23条 省略

(使用許可の取消し又は使用の停止)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者又は前条第1項ただし書の許可を受けた者に対し、その許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1)～(4) 省略

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が管理上やむを得ない事由があると認めるとき。

2 省略

以下省略

第3条～第23条 省略

(使用許可の取消し又は使用の停止)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者又は前条第1項ただし書の許可を受けた者に対し、その許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1)～(4) 省略

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が管理上やむを得ない事由があると認めるとき。

2 省略

以下省略